

名古屋市上下水道局管理規程第4号

名古屋市上下水道局職員の職名及び補職名規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月17日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

別表技術職員、臨時的任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の部業務士の項を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。